

議案第 21 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 2 月 22 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第3号中「生命保険料、簡易保険料、火災保険料及び損害保険料」を「各種保険料」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「兵庫県」を「近畿」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 三田市民病院院内保育施設設置運営規程（平成23年三田市民病院事業管理規程第1号）別表第3（定期保育に係る保育料に限る。）及び別表第4に掲げる保育料

(9) 前各号に掲げるもののほか、職員が自らの給与から差し引くことを希望してその申出をしたもので、任命権者又はその委任を受けた者が認めたもの

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。